

令和 6 年度第 3 回

浜松市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 1 月 9 日 午後 7 時から午後 8 時
- 2 開催場所 浜松市役所 101.102 会議室
- 3 出席状況
出席委員 小楠靖子 芳村厚子 瀧井智行
磯部智明 村上祐介 清水慎也
岩田直也 山村江美子 下石精子
欠席委員 なし
事務局 小松健康福祉部長 栗田国保年金課長
村田課長補佐 水谷 G 長 堀内 G 長 小池 G 長
清水 G 長 橋本 西村
- 4 傍聴者 2 人（一般：2 人、記者：0 人）
- 5 議題、内容及び結果
審議の内容
議題 1 令和 7 年度収支の見込み
下記のとおり意見及び質問があった。
議題 2 令和 7 年度の動き
下記のとおり意見及び質問があった。
議題 3 答申案について
下記のとおり意見及び質問があった。

審議の結果
議題 1 ～ 3 について、了承された。
- 6 会議資料の名称 次第、会議資料
- 7 発言内容記録方法 文字 / 録画 / 録音
- 8 発言内容
(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議 題

《 会議及び会議録の公開 》

岩田会長：議事が円滑に進みますよう、ご協力をお願いします。はじめに、会議及び会議録の公開につきまして、委員の皆様方にお諮りします。本日の議題は、答申案の協議が主な内容となります。原則どおり公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《 異議なし 》

岩田会長：それでは、本日の会議及び会議録については、公開することとします。なお、本日の議事録署名人は、被保険者の代表である小楠靖子委員、保険医又は保険薬剤師の代表である磯部智明委員をお願いします。

傍聴希望者の入室を許可します。

《 傍聴希望者入室 》

岩田会長：それでは、議題に入ります。議事に入る前に、第2回運営協議会以後の経過について説明させていただきます。ご承知のとおり、先日、第2回協議会の内容を反映した市長への答申の素案を、他の会議資料と一緒に事務局から送付しまして、事前に各委員からご意見を伺いましたが、方針転換や大きな変更を求めるご意見はございませんでした。本日は、来年度の収支見込みや国保事業を取り巻く情勢について事務局の説明を聞き、保険料率改定の要否など答申の方向性をまず見極めていきたいと存じます。次に、答申の文案について協議し、それまでに頂戴したご意見を、答申の文言に反映させていきたいと考えております。なお、本日の進め方につきましては、議題に沿って事務局から説明を受け、その都度、質疑、意見交換を行いたいと存じます。

それでは、議題1の令和7年度の収支見込みについて、事務局から説明をお願いします。

《 清水グループ長から説明 》

岩田会長：事務局の説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

芳村委員：事業費納付金について説明してください。

清水GL：事業費納付金は、平成30年度の国保財政の都道府県単位化により始まった仕組みです。県が、まず県全体の給付に必要な費用を見込み、そこから国の交付金などの公費を充てる分を差し引いて、残りを県内市町から事業費納付金として集め

て給付を賄います。

岩田会長：一人当たり、あるいは一世帯当たりどれくらい保険料を納めているのかわかりますか。

栗田課長：令和5年度決算で申し上げますと、一世帯当たり16万4千円、一人当たりで約11万円です。これは平均ですので、所得が高い方は当然保険料が高くなりますし、所得が少ない方は軽減措置等により、これより低くなります。

瀧井委員：被保険者を代表する委員として、一番の気がかりは令和7年度の保険料率ですが、令和6年度と同じ料率で収支の均衡が保てるということで安心しました。しかし、被保険者数の減に伴う保険料収入の減少、一人当たり医療費の増加を考えると、この先の財政運営が心配になります。そこで、引き続き、国に対し公費拡充の要望をお願いしたいと思います。

岩田会長：次に、議題2の令和7年度の動きについて、事務局から説明をお願いします。

《堀内グループ長から説明》

岩田会長：事務局の説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

磯部委員：保険に係る負担が増えることは、被保険者の方にとっては辛いことだと思いますが、国の方針に則ったものですので、いたしかたないと考えます。

岩田会長：低所得者に対する保険料軽減判定基準額の見直しは、低所得者の方に対して優しくなる制度改正ということでしょうか。

堀内GL：そうです。

岩田会長：ほかに質問などございませんか。

下石委員：低所得者に対する保険料軽減判定基準額の見直しについては、ありがたいことだと思います。

今後も国民健康保険制度が存続するためには、国、県、市、それから私たち被保険者が相互に努力する必要があります。私はこの協議会委員を3年間務める中で、国民健康保険についていろいろと知識を得ることができましたが、一般の方は国民健康保険について知る機会があるのか気になります。一般の方にどのように周知していますか。

栗田課長：国民健康保険の制度改正等のうち、市民の皆さんに影響を及ぼすものについては、報道されているかと思います。しかしながら、今は新聞やニュースに触れる機会が少なく、SNSで自分の欲しい情報だけを見するという時代になっており、すべての方が制度を知るのはなかなか難しい時代だと認識しております。行政としては、こういった会議の内容をホームページ等でお知らせしたり、また制度改正があれば、被保険者の方に通知を送る際にその内容を丁寧にわかりやすく示したチラシを同封したりして、周知に努めているところでございます。委員の皆さんに情報提供している資料をすべての方にもというのは難しいですが、引き続き必要な情報については、適時適切に公表していきたいと考えております。

山村委員：保険料賦課限度額の引き上げについて、今年度内に政令が改正される予定とありますが、この今年度とは令和6年度のことですか。

栗田課長：国において、令和7年3月までに政令を改正し、4月から引上げというスケジュールで進めていると聞いております。

山村委員：改正は今年度中で、反映は令和7年度からということですか。

栗田課長：今年度中に政令が改正され、令和7年度の保険料から適用されるということになります。

岩田会長：それでは、議題3の答申案について協議に入ります。まず事務局から説明をお願いします。

《村田補佐から説明》

岩田会長：事務局から説明がありましたが、まず答申案の1の保険料率、賦課限度額及び法定軽減、基金の活用の3点について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

小楠委員：年収の壁の引上げにより税収が少なくなると、しわ寄せが来るのではないかと心配です。また、基金をうまく活用していただきたいと思います。

岩田会長：我々の健康に関わる健康保険という制度が、どういう仕組みで運営され、どうお金が動いているのかということは、私自身も含め一人ひとりが関心を寄せるべき大きな問題だと思っております。

このところ年収の壁が度々話題にあがっていますが、現在提案されているように壁が変わると国保事業に影響があるのでしょうか。

栗田課長：国保事業の保険料は、収入に対し税の制度を加味した数字を基礎にして算定さ

れています。その基礎となる数字の算出方法が変わることがあれば、保険料に影響することになるかと思います。もし影響が及ぶのであれば、住民税に関しては所得税より1年遅れの令和8年度以降になると想定されますが、年収の壁の方向性がある程度見えた段階で、厚生労働省が国保への影響額を算出し、その上で対策を考えるというようなことになるかと思います。私どもは、そういった国の動向を注視し、市独自でできる対策があるのであれば検討していきませんが、いずれにしても国民健康保険が安定的に運営されるように努めてまいりたいと思います。

岩田会長：影響が生じるというのは被保険者の負担が増えるのか減るのかどちらですか。

栗田課長：控除が増えて基礎となる所得額が下がった場合、料率が変わらなければ保険料は少なくなり、被保険者にとってはプラスとなりますが、一方で、現在の料率では保険料収入が減り保険が成り立たないとなれば保険料率を上げざるを得ないということになります。結果として、どこでバランスをとるかという話になりますので、方向が見えたところで、シミュレーションをきっちりやっていくことが必要になると思います。

岩田会長：基金は限りあるものですが、緊急事態などで支出したときにチャージする機会はあるのでしょうか。

栗田課長：現在の基金は過去の収支の黒字分を積み立てて原資にしています。基金を、収支の均衡を保つための調整弁として保険料率の上げ下げをする前の調整に使い、基金だけでは補えない場合に保険料率を上げるという形になります。それからもうひとつ、いざというときの支出に備えることも必要ですので、ある程度のボリュームを維持する必要がある、これら2点のために基金をうまく活用する必要があると考えています。

岩田会長：時には黒字が出るような運営をしないと、基金がいつまでも頼ることができる存在ではなくなってしまうと、そう理解すればいいですね。

磯部委員：他の保険組合で高額薬剤の費用が問題となっています。一本で1,000万～2,000万円する薬剤がありまして、そのような薬剤を患者一人に使った場合、小さな保険組合ではかなり大きな支出となり、保険の維持ができないということがあります。浜松市は財政基盤が大きいので問題にはなっていないと思いますが、医療費を本当に適正化するためには、こういった高額な薬剤への対応が今後の課題になると思います。

岩田会長：様々な観点からご意見をいただきありがとうございました。

それでは、委員の皆様を確認させていただきます。市長からの諮問事項であり

まず「令和7年度国民健康保険料率等」につきまして、本協議会としましては、保険料率は据置き、賦課限度額及び法定軽減については国民健康保険法施行令どおりとする、ということによろしいでしょうか。また、基金の今後の活用についても、答申案のとおりによろしいでしょうか。

《異議なし》

岩田会長：それでは、保険料率は据置き、賦課限度額と法定軽減については政令に合わせる、基金の活用についても、案のとおり答申したいと思います。

引き続き、答申案の2、その他国民健康保険事業の運営に関する事項について協議します。概ね、これまでの審議どおりに反映されていると思われますが、本日の事務局の説明や、委員の皆様からのご意見を踏まえ、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

下石委員：マイナ保険証については反対の立場です。世の中の動きとしてそうならざるを得ないということは理解していますが、現在マイナ保険証を解除する方が出てくるなど、私を含め、このシステムについて不安を感じている人がいます。マイナ保険証のメリットについて様々な方法で周知を行ってくださってはいますが、制度を進めていけばいくほど莫大な費用がかかってしまうと感じています。国の施策ではありますが、浜松市としてはどうしようもないことなのではないでしょうか。

栗田課長：おっしゃるとおり、マイナ保険証に関しては使い勝手の問題があり、そもそものマイナンバーカード自体の信用性が不安視されている中で、保険証の廃止が行われたわけですが、私どもとしましては、国の制度に則る中で、浜松市の被保険者の皆様が医療を受けたいときに受けられる環境をどのようにして整えることができるかという目線で考えております。

マイナ保険証が便利だと思う方は使っていただき、紙の保険証の方が安心できるという方は、資格確認書がほぼ従前の保険証と同じような役割を担うものになりますので、保険証に替えて資格確認書を使っていただければと思います。両輪になることによって便利に思う方、不安に思う方の双方がいる中ではありますが、私どもとしてはどちらの方にとっても医療が使える環境を維持することに注力していきたいと思っております。

岩田会長：先ほどの反対というのは、マイナ保険証制度自体に異議があるということであって、答申案については反対するのではないということによろしいでしょうか。

下石委員：はい。答申案に反対するものではありません。

岩田会長：自立が難しい方のサポートをしていると、マイナンバーカードがあれば便利なのに、カードの交付を受けるまでがうまくいかないというジレンマを感じることに

があります。入口をもう少し工夫して、後見人、保佐人などのサポートが必要な方でもすんなりカードの交付を受けられる仕組みがあれば、マイナンバーカードにもメリットがあると、実務をやっていると思うことがあります。

小楠委員：静岡県の健康寿命が男女ともに全国一位になり、健康に過ごしていらっしゃるお年寄りが多い中、健康増進を目的としたフレイル教室などが実施されていますが、そういったものは健康増進課の事業ですか。健康保険とは別になりますか。

栗田課長：フレイル対策につきましては、私ども国保年金課で後期高齢者医療も所管しているため、協力する機会がありますが、市としては高齢者福祉を担当する部署が主に活動しております。

小楠委員：健診で自分の悪いところを見つけて、これ以上ひどくならないようにすることも大事ですが、今ある健康を維持する取り組みがより大事になってくると思っています。私自身も、簡単な運動でも効果があると聞いて、協働センターでの活動前にラジオ体操などの運動を取り入れています。ほかの部署との兼ね合いもあるとは思いますが、健康増進につながる取り組みを進めていただきたいと思います。

小松部長：日常生活における軽度の運動など、介護予防や健康づくりに健康福祉部内で横断的に取り組み、今後も健康寿命の延伸を図ってまいります。

岩田会長：よろしければ、この内容で答申したいと思います。

《異議なし》

岩田会長：市長への答申につきましては、1月30日（木）を予定しております。本運営協議会を代表して、私と山村代行で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

岩田会長：では、そのように対応させていただきます。なお、答申書につきましては、後日、写しを委員の皆様を送付いたします。それでは、議題は以上ですので、事務局へ進行をお返しします。

（４）その他

《特になし》

（５）健康福祉部長挨拶

（６）閉会

村田補佐：以上で本日の予定はすべて終了しました。議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

令和6年度の運営協議会は本日で最終回となります。また、3月末をもって今期の任期は満了となります。3年間、誠にありがとうございました。

これにて、令和6年度第3回浜松市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

9 会議録署名人

被保険者代表

保険医又は保険薬剤師代表
